

## スポーツ大会開催補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における競技技術の向上、競技人口の拡大、地域の活性化、施設の有効活用等を図るため、本市内におけるスポーツ大会（以下「大会」という。）の開催に要する費用の一部を補助するスポーツ大会開催補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ オリンピック、パラリンピック、国民体育大会又は全国障害者スポーツ大会における実施競技をいう。
- (2) 大会参加者 選手、監督等大会に出場する者及び大会主催者、大会役員、審判等大会の開催に関係する者をいう。
- (3) 宿泊施設 市内宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けている宿泊施設に限り、補助金の趣旨に合致しないと市長が認める施設を除く。）又は社会教育活動のため本市が設置する宿泊研修施設をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次条に規定する補助対象事業を主催する団体とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する大会の開催とする。

- (1) 国又は県その他の地方公共団体が、当該大会の開催費用を補助しないこと。
- (2) 入場料（これに類するものを含む。）を徴収しないこと。
- (3) 山口県外の団体又は個人が参加すること。
- (4) 大会の開催期間（前日及び後日を含む。）中、宿泊施設に宿泊する大会参

加者が、延べ51人以上であること。

(5) 補助金の申請をしようとする年度内に完了すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表第1に掲げる経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、別表第2に定める補助金額を上限とする。

2 同一の交付対象者に対する補助金の交付は、同一年度内につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、スポーツ大会開催補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業を開始する日の10日前までに、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 大会実施計画書（様式第2号）
- (2) 大会収支予算書
- (3) 大会開催要項
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付を決定したときは、スポ

一ツ大会開催補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、第8条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助対象事業の実施）

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、適切に補助対象事業を実施しなければならない。

（申請の取下げ）

第12条 補助事業者は、第10条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助対象事業の変更に係る承認の申請等）

第13条 補助事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめスポーツ大会開催補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるとき又は第10条第1項の規定により通知した補助金交付決定額の20パーセント以内の減額であるときは、この限りでない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の実施が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

- 3 市長は、第1項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 4 前項の場合においては、第10条の規定を準用する。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、スポーツ大会開催補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 大会実施報告書（様式第2号）
- (2) 大会参加者延べ宿泊人数証明書（様式第6号）
- (3) 大会収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、スポーツ大会開催補助金交付確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

（補助金の交付請求）

第17条 第15条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、スポーツ大会開催補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第10条第1項（第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る金額の範囲内で、補助事業者の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の概算払を受けようとする補助事業者は、スポーツ大会開催補助金概算払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、第15条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については第1項及び次条の規定を準用し、過払があるときは速やかにその額を返還させるものとする。

(補助金の交付)

第18条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第19条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し等)

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第15条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財

産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(検査等)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施上必要な指示をし、又は第19条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第23条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第24条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和6年度以前の予算に係る補助金については、この要綱は同日後もなおその効力を有する。

(経過措置)

3 令和3年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

別表第 1（第 5 条関係）

費 目	補助対象経費の内容
報償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員及び審判員等に対して支払う謝金</li> <li>・ 医師及び看護師等に対して支払う謝金</li> </ul>
旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員及び審判員等の要した交通費（実費）</li> <li>・ 医師及び看護師等の要した交通費（実費）</li> </ul>
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賞状、トロフィー、優勝カップ等表彰品</li> <li>・ 記念品、参加賞等</li> <li>・ 補助対象事業の実施に必要な消耗品</li> <li>・ 事務用品代</li> </ul>
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポスター、チラシ、プログラム等の印刷に係る経費</li> <li>・ コピー代</li> </ul>
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切手代、はがき代等</li> </ul>
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場使用料</li> <li>・ 補助対象事業の実施に要する車両、音響機材、A E D 等の借上料</li> </ul>

別表第 2（第 6 条関係）

大会参加者延べ宿泊人数	補助金額
51～100人	50,000円
101～200人	100,000円
201～300人	200,000円
301～400人	300,000円
401～500人	400,000円
501人以上	500,000円